

「行政書士法人 NEXT」 設立のご挨拶

謹啓 時下ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび安江行政書士事務所は、平成30年11月1日をもちまして「行政書士法人NEXT」として法人組織に変更し、行政書士業務部門の法人を設立致します。

行政書士法人への組織変更を機に、NEXTグループは組織のレベルアップと、より品質の高いサポートをさせていただきたく、社員一同 一層専心努力する所存でございます。なにとぞ今後とも、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

平成30年10月吉日

記

「NEXTグループ」

●税理士法人 NEXT

代表社員税理士 会長 安江 靖和
代表社員税理士 所長 一川 明弘
社員税理士 安江 利至
税理士 田中 弘郎
税理士 田中 健一
税理士 平田 育子

●社会保険労務士法人 NEXT

代表社員社会保険労務士 所長 小森 信雄
代表社員社会保険労務士 安江 靖和

●株式会社 NEXT岐阜

代表取締役 社長 一川 明弘

●行政書士法人 NEXT

代表社員行政書士 所長 一川 明弘
行政書士 安江 靖和

—業務内容—

官公署に提出書類の作成、提出及び相談
出入国関係申請取次業務



以上

※これによって税理士法人NEXTにて発行しておりました請求書が数枚になることがありますが、顧問先様のお手間は従来通り変更ありません。

VOL330.NOVEMBER.2018

NEXT
GROUP



経友会
KEIYUKAI

〒500-8364

岐阜市本荘中ノ町1丁目1番地

税理士法人
NEXT
Advisory Office

税理士法人

NEXT

TEL. 058-275-3555(代)

FAX. 058-275-3556

E-Mail. info@next-zei.jp

NEXT
社会保険労務士法人 NEXT

社会保険労務士法人

NEXT

E-Mail. Sharoushi@next-zei.jp

TEL. 058-275-3550(代)

NEXT
GIFU

株式会社

NEXT岐阜

FAX. 058-275-3557

E-Mail. info@next-gifu.jp

民法改正セミナー 開催しました



去る9月29日、弊社主催の民法改正セミナーを開催しました。今年7月6日に相続分野の民法改正案が参議院で可決・成立しました。相続分野の民法改正は約40年ぶりのことであり、その内容を理解しようとセミナー当日には多くの方に参加をいただきました。第1部では弊社税理士の田中が、第2部では司法書士の青木英俊氏が民法改正の内容を詳しく解説いたしました。参加された方が真剣にセミナーを受講する姿を見て、民法改正の注目度を改めて実感することが出来ました。

今回の民法改正の主な内容は下記の通りです

【自筆証書遺言に関する改正】

- ① 自筆証書遺言に財産目録を添付する場合、財産目録はパソコン等で作成してもよくなりました。
⇒ 自筆証書遺言は今後、本文のみ自筆で記入し、押印すれば様式を満たします。財産目録はパソコン、通帳及び登記簿謄本はコピーでの代用が可能であり、遺言作成者の負担が減ることが期待されます。
- ② 自筆証書遺言を法務局で預かる制度が創設されました。
⇒ 自筆証書遺言は相続開始後、遺族に発見されなかったり、破棄されたり、発見されたとしても遺言書の様式を満たしておらず無効になるケースが多くありました。今後法務局に自筆証書遺言を預けることによって、これらの問題の解消が期待されます。

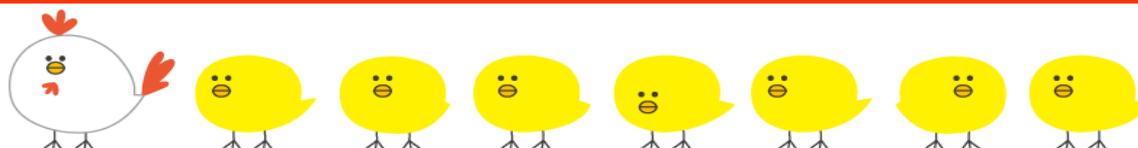


【居住権に関する改正】

- ① 相続開始後6ヶ月又は遺産分割協議成立までのいずれか遅い日まで、配偶者に対し自宅の居住権が認められる（短期居住権）ことになりました。
⇒ 配偶者は遺産分割協議成立までの間、住み慣れた家に居住する権利が法律上認められることとなり、安心して遺産分割協議に臨むことが可能となります。
- ② 遺産分割協議成立から、最長で配偶者の死亡までの間、配偶者に対し自宅の居住権を与える（長期居住権）ことができるようになりました。
⇒ 自宅について、所有権と居住権を分離することが可能となりました。居住権は登記が可能であり、相続開始後に残された配偶者の方が自宅に住みやすくなるのが期待できます。

また、弊社では11月10日に岐阜市民会館にて「駆け込み贈与のススメ」と題して相続対策セミナーを開催いたします。

これからの贈与を検討されている方、贈与に対する悩みがある方はぜひご参加ください。



上記民法改正は来年以降随時施行されていくこととなっています。

今後の相続に大きな影響を与えることが予想される民法改正。

興味のある方は資産税対策室にご連絡ください。

NEXT岐阜のほっけん通信号外!

もうすぐ年末調整&確定申告の時期です!
知らなきゃ損する生命保険料控除!



保険料を支払うと、税金が安くなる!?

知って得

バランスよく加入することで、
所得税・住民税の負担が軽減されます!(生命保険料控除)

© 所得税法第76条、地方税法第34条による。

◆ 主な対象商品

一般生命
保険料控除

控除限度額*1
所得税: 4万円
住民税: 2.8万円

収入リリーフ Rタイプ
Dタイプ Zタイプ
Lタイプ Tタイプ*2 など

介護医療
保険料控除

控除限度額*1
所得税: 4万円
住民税: 2.8万円

介護リリーフ Mタイプ
Jタイプ Tタイプ*3 など

個人年金
保険料控除

控除限度額*1
所得税: 4万円
住民税: 2.8万円

個人年金保険

*1 年間払込保険料が8万円超の場合

*2 災害死亡保障特則の適用あり *3 災害死亡保障特則の適用なし

合計控除
限度額

所得税: **12万円** 住民税: **7万円**

税負担軽減効果

生命保険料控除を限度額まで活用した場合

報酬月額	年収	税軽減効果(年間)
50万円	600万円	▶ 19,252 円
80万円	960万円	▶ 31,504 円
100万円	1,200万円	▶ 35,179 円
150万円	1,800万円	▶ 47,431 円

1ヵ月分の保険料と同じくらいの
税金が安くなることも
あるんだね!



▲ 上記はあくまで一例です。年齢・年収・保険料・すでに加入している保険契約などによって軽減効果は異なります。

◎ 給与以外に収入がなく、家族構成は夫婦(夫は40歳)と子2人(扶養控除対象外)と仮定しています。

◎ 「所得税」「住民税」は、それぞれ給与の収入金額から給与所得控除額、基礎控除額、配偶者控除額(配偶者は無収入)、および社会保険料控除額を差し引いた金額に、所定の税率をかけて算出しています。また、復興特別所得税を考慮して算出しています。

◎ 「社会保険料控除額」は、社会保険料として全国健康保険協会管掌健康保険料*(介護保険第2号被保険者として、標準報酬の11.57%)と厚生年金保険料*(標準報酬の18.300%)を合計して算出しています。

※全国健康保険協会管掌健康保険料および厚生年金保険料の負担額は事業主と折半した金額です。

生命保険料控除を有効に活用できているか、
現在の加入内容を確認してみましょう!

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

本社(大阪)〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号
(東京)〒103-8031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
<https://www.daido-life.co.jp/>

お問い合わせ先

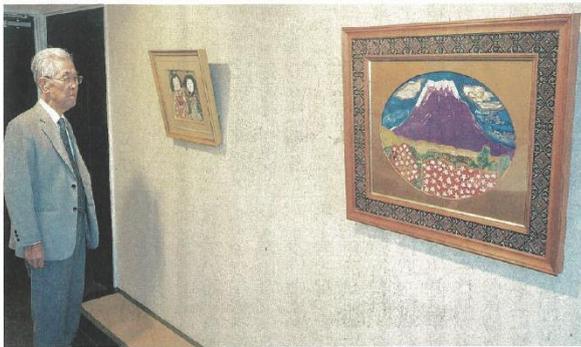
株式会社 NEXT 岐阜
リスク部門 松井千恵・清水五月
☎: 058-275-3555

NEXT
GIFU

C-29-1491(平成30年3月30日)1/2

<関与先紹介>

当事務所の関与先であります、株式会社 後藤紙店様の記事が10月3日の岐阜新聞に掲載されましたので、ご紹介させていただきます。



富士山を大胆な構図と色彩で描いた日本画などが並ぶ片岡球子展
=岐阜市六条片田、後藤紙店

鮮烈な色彩、デフォーが、岐阜市六条片田の
ルメされた独創的な構 後藤紙店で開かれてい
図で知られる日本画家 る。岩絵の具を塗り重
片岡球子さんの作品展 ね、ダイナミックに富
日まで。

富士山 鮮烈な色彩

岐阜市の
後藤紙店の
片岡球子さん作品展

株式会社 後藤紙店

【住所】

岐阜県岐阜市

六条片田1丁目15-3

【電話番号】

058-274-6055

【HP】

<https://gotokamiten.jp/>

片岡さんは型破りな
構成、大胆な色彩で独
自の世界観を作り上
げ、「富士山」シリーズ
などは高い評価を得
た。1989年に文化
勲章を受章。2008
年に103歳で亡くな
った。
同展は没後10年にち
なで開催。70代ごろ
の作品で、紫色に彩色
した富士山の前に赤を
基調にした花畑が広が
る「富士と花木」、フ
ェルトペンで波の打ち
寄せる海岸の光景をス
ケッチした「海」、そ
のほか、富士山を題材
にした鮮烈な色彩のリ
トグラフも並ぶ。
(小森孝美)



経天更新情報

(株)ヨシダヤ様 新商品のご紹介：会葬御礼専用サプリ

【URL・・・<http://keiten-urikai.jp/member/member20181003/>】



事務所営業日

11

NOVEMBER

2018

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
				1	2	3 文化の日
4	5	6	7	8	9	10 相続対策セミナー
11	12	13	14 若手サークル	15	16	17
18	19	20	21	22	23 勤労感謝の日	24
25	26	27 年末調整研修	28	29	30	

【編集委員】大塚・浅野・東谷・可児・下斗米